

毎週火、金曜日発行（但休日になるときは翌日）
昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

目次

- ◇告示 昭和三十二年度森林区実施計画の変更
土地の公用廃止
- ◇教委規則 鳥取県教育委員会事務局処務細則を廃止する規則
- ◇教委告示 臨時教育委員会の招集
- ◇人委告示 へき地手当を支給する学校の指定

告示

鳥取県告示第百十一号

昭和三十二年一月鳥取県告示第六号で告示した昭和三十一年度森林区実施計画の変更に伴い、昭和三十一年一月鳥取県告示第二十二号で告示した昭和三十一年度森林区実施計画（**XX**および**XX**森林区）を森林法（昭和二十六年

法律第二百四十九号）第十二条第一項の規定に基き変更したので、次の場所において公表する。

昭和三十一年三月十五日

鳥取県知事 遠 藤 茂

公表の場所

- 1 鳥取県庁
- 2 中部山林事務所
- 3 泊村、東郷町、羽合町、東伯町各役場

鳥取県告示第百十二号

次の土地はその用途を廃止する。

昭和三十一年三月十五日

鳥取県知事 遠 藤 茂

- 一 鳥取市富安三七四、三七五、三七六の一、三七七の一番隣地 水路敷 一五坪七合五勺。

（関係図面は土木部管理課に保管）

教育委員会規則

鳥取県教育委員会事務局処務細則を廃止する規則をここに公布する。

昭和三十二年三月十五日

鳥取県教育委員会委員長 米 原 稜

鳥取県教育委員会規則第三号

鳥取県教育委員会事務局処務細則を廃止する規則

鳥取県教育委員会事務局処務細則（昭和二十四年三月鳥取県教育委員会規則第七号）は、廃止する。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

教育委員会告示

鳥取県教育委員会告示第九号

臨時教育委員会を次のとおり招集する。

昭和三十二年三月十五日

鳥取県教育委員会委員長 米 原 稜

一 日時 昭和三十二年三月二十三日午前十一時

一 場所 鳥取県教育委員会 会議室

一 議題 1 公立学校人事について

2 その他

人事委員会告示

鳥取県人事委員会告示第一号

職員の特殊勤務手当に関する条例（昭和二十七年鳥取県条例第三十九号）第十九条第四項の規定に基づき、昭和三十一年十月一日から昭和三十三年三月三十一日までの間へき地手当を支給する学校を別表のとおり指定する。

昭和三十三年三月十五日

鳥取県人事委員会委員長 中 本 覚 蔵

別表

所 在 地	公 立 学 校	級地区分
岩美郡国府町大字上地	成器小学校 上地分校	一級地
八頭郡丹比村大字横地	丹比	横地
若桜町大字耨米	若桜	耨米
大字来見野	来見野	来見野
大字落折	落折	落折
上私都村大字姫路	上私都	姫路
大字明辺	上私都	明辺
用瀬町大字赤波字杉森	興徳	杉森
大字赤波字板井原	興徳	板井原
大字江波	社	江波
佐治村大字尾際	佐治第四	板井原
智頭町大字市ノ瀬	智頭	板井原
倉吉市大字広瀬	上小鴨	広瀬
大字河来見	高城	河来見
東伯郡赤碓町大字大父	以西	大父
中山村大字羽田井	上中山	関見

三朝町大字神倉	大字中津	大字三德	大字柿谷	大字大谷	大字福山	大字木地山	大字田代	関金町大字野添	西伯郡大山町大字豊房	名和町大字東坪	大字加茂	大字門前	逢坂村大字下市	日野郡溝口町大字大倉	江府町大字御机	大字下蚊屋	黒坂町大字久住	石見村大字花口	西伯郡会见町大字池野
小鹿	小鹿	三德	高勢	竹田	竹田	竹田	竹田	山守	大山	光德	名和	名和	逢坂	溝口	米沢	米沢	黒坂	石見東	賀野第二
神倉	中津	成	柿谷	大谷	福山	木地山	田代	野添	香取	陣構	神田	大山農場	二本松	大倉	御机	下蚊屋	久住	花口	

昭和四年四月十五日第三種郵便物

發行日 火、金

發 印

刷	鳥	鳥
所	取者	取
	鳥	鳥
鳥	取	取
	市	市
取	東	東
	町	町
鳥		取
刷		
所		鳥